出席停止証明書

総合学科・看護科・専攻科　　年　　組　　番　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

停止期間の基準　　（学校保健安全法施行規則第１８条・第１９条）

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ	医師の許可があるまで（治癒するまで）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後、２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ１５７など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症にかかったとき	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときには、この限りではない。

※ 和歌山県医師会では手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症はその他の感染症から除く旨の通知を出しています。
感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎については特に指定はされておりませんが、原因がノロウイルスということが明らかで重症の場合や、集団感染の場合等は出席停止の対象となることがあります。

主治医様

学校感染症による出席停止について、下記に証明していただきますようお願い申し上げます。

病名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期間　自　平成　　年　　月　　日　（　　）

至　平成　　年　　月　　日　（　　）　　日間

上記の疾病について、他への感染の恐れがなく、出席して差し支えないことを認めます。

平成　　年　　月　　日　より登校可

平成　　年　　月　　日
医療機関および
医師御芳名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

※この証明書の指示に従い、学校長は出席停止の取り扱いを行います。

和歌山県立熊野高等学校